

令和6年度南房総市及び館山市内事業者 デジタル化支援事業業務委託提案仕様書

1 業務委託名

南房総市及び館山市内事業者デジタル化支援事業業務委託

2 業務の目的

南房総地域内の事業者を取り巻く経済環境は、物価高騰や金利上昇などの外部要因、働き方改革や慢性的な人手不足などの内部要因と先行き不安な経営課題が多い。事業者は、それら経営課題を解決し、事業収益の改善を図る必要がある。そこでデジタル技術の導入により業務の効率化、売上・生産性を向上することで事業収益の改善を目指す。

本事業は、南房総市及び館山市内事業者（以下、「市内事業者」）を対象としたデジタル技術の啓発、導入及び導入後の自走運営に向けた伴走支援などを一貫して支援することにより、市内事業者のデジタル化による事業収益の改善を支援することを目的とする。

3 業務委託期間

契約の日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

受託者は本業務の目的に基づき、デジタル技術導入の啓発、最適なデジタル技術の選定を目的とした経営診断、デジタル技術習得機会の提供及び導入後の自走運営に向けた伴走支援を実施すべく、以下の取り組みを行う。

（1）啓発セミナーの開催

市内事業者を対象としたデジタル技術の導入に繋がる啓発セミナーを3回以上（全て別テーマで1回あたり2時間以上）開催する。啓発セミナーの参加者は20社以上、30社以下を目安とする。実施形式は、発注者と協議のうえで決定する。なお、啓発セミナーは、以下の内容を含むこと。

- ・デジタル化の基礎的知識に関する内容
- ・業務効率化に繋がるデジタル化に関する内容

（2）経営診断の実施

啓発セミナーの受講者（以下、セミナー受講者）を対象とした最適なデジタル技術の選定を目的とした経営診断を実施すること（1社あたり1時間以上）。経営診断の方法及び形式は、委託者の任意とするが、セミナー受講者の経営課題に対して最適なデジタル技術を明示すること。

（3）学習環境の提供

セミナー受講者を対象にデジタル技術等の習得に繋がる学習環境を提供すること。学習環境の提供方法は任意とし、提供内容は、セミナー受

講者のデジタルスキル向上に繋がる内容とすること。

(4) 伴走支援の実施

セミナー受講者を対象とした自走運営に向けた伴走支援を実施すること。伴走支援数は6社以上とし、デジタル技術の導入から自走運営できるまでの支援を行うこと。なお、支援内容に以下の内容を含むこと。

- ・ 1社あたり3回以上の伴走支援を実施すること（内1回は被伴走支援者の現場にて実施すること）
- ・ 1回あたり1時間以上の伴走支援を実施すること

(5) 1から4にかかわる業務全般の運営

本業務の計画書を作成し、適切に本業務の企画全般を運営すること。なお、参加費等の参加者の負担金は発生しないようにすること。

(6) 広報・集客・参加者管理

1から4に係る広報媒体の作成、広報、集客、参加者管理を行うこと。

(7) 効果測定

セミナー受講者及び被伴走支援者を対象とした事業効果の測定を目的としたアンケート調査を実施し、集計結果を整理したうえで、事業効果の分析を行うこと。なお、アンケート様式は任意とする。

(8) 業務・事業完了報告

伴走支援終了後、速やかに業務完了報告書をデータで提出すること。なお、業務完了報告書には、実施内容、事業効果分析、改善点、課題を含めるものとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とする。

5 実施上の留意事項

受託者は、以下の内容に留意し、業務を実施すること。

(1) 実施体制

本業務の実施にあたり、業務実施、労働者管理のための管理責任者を1名配置すること。

(2) 計画準備

本業務を円滑に遂行するために必要な各工程の計画、連絡調整、準備を行うこと。

(3) 協議打合せ

本業務が円滑かつ計画的に進むよう、発注者と受託者は業務着手時、各工程の区切り時、成果品の納品時の他、必要に応じて協議打合せを行う。協議打合せの結果は受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に内容を確認しなければならない。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、予め発注者

の承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、再委託の承諾を得ようとする場合は、再委託請負者の商号又は名称、その他発注者の定める事項を記載した再委託承認願いを、速やかに発注者に通知しなければならない。

(5) 法令等の順守

受託者は、本業務の履行に際し、関係する法令等を遵守しなければならない。

(6) 個人情報の保護

受託者が本業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。また個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱い、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(7) 紛争処理

受託者は、本業務の履行に際し、第三者との間に紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

6 成果品

本業務に関する一切の成果は、南房総市に帰属するものとする。事業完了後、速やかに以下の実績報告書類等を提出すること。

- | | |
|--------------------------|----|
| ①市内事業者デジタル化支援事業業務委託実施報告書 | 1部 |
| ②経費内訳書（任意様式） | 1部 |
| ③打合せ記録簿（任意様式） | 1部 |
| ④上記①～③電子データ | 1式 |

以上